

8 東彼杵町規則第 1 1 号

東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例施行規則（昭和49年規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(受給資格の申請)</p> <p>第3条 条例第6条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、東彼杵町福祉医療費受給資格認定（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同法第54条第3項に規定する<u>資格を証する書類</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(受給者証の有効期間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の有効期間が経過した後は、<u>同項第2号及び第3号</u>を除き1年の期</p>	<p>(受給資格の申請)</p> <p>第3条 条例第6条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、東彼杵町福祉医療費受給資格認定（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同法第54条第3項に規定する<u>被保険者証</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(受給者証の有効期間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の有効期間が経過した後は、<u> </u>第2号及び第3号を除き1年の</p>

間で有効期間を更新するものとする。

3 (略)

4 条例 第5条第1号に規定する所得の確認は、受給者証の更新のときに行うものとする。ただし、その者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条に基づく福祉手当の受給権者であって、当該年度の所得状況に関して特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条又は第21条の規定による支給の制限を受けていない者にあつては、第3条第1項第3号に掲げる書類を省略できるものとする。

5 条例 第5条第3号から第5号までに規定する所得の確認は受給者証の更新のときに行うものとする。ただし、その者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の受給権者であつて、当該年度の所得状況に関して同法第9条、第9条の2又は第10条の規定による全額支給の制限を受けていない者にあつては、第3条第1項第6号に掲げる書類を省略できるものとする。

6 受給者証の更新を申請するときの手続については、第3条から前条までの規定を準用する。

期間で有効期間を更新するものとする。

3 (略)

4 障害者に係る条例第5条第1号に規定する所得の確認は、受給者証の更新のときに行うものとする。ただし、その者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条に基づく福祉手当の受給権者であつて、当該年度の所得状況に関して特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条又は第21条の規定（第26条の5において準用する場合を含む。）による支給の制限を受けていない者にあつては、第3条第1項第3号に掲げる書類を省略できるものとする。

5 母子家庭の母又は父子家庭の父に係る条例第5条第3号から第5号までに規定する所得の確認は受給者証の更新のときに行うものとする。ただし、その者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の受給権者であつて、当該年度の所得状況に関して児童扶養手当法第9条、第9条の2又は第10条の規定による全額支給の制限を受けていない者にあつては、第3条第1項第5号又は第6号に掲げる書類を省略できるものとする。

6 受給者証の更新を申請するときの手続については、第3条から第5条までの規定を準用する。

(裏面)

1 記入上の注意

出 文給対象者、申請者（受給者）の欄
 ア 氏名に必ず「ありがな」をつけてください。
 イ 男・女の別は、該当文字を○で囲んでください。

出 受給資格等の欄
 ア 身体障害者手帳、療育手帳の別は手帳所持によって、該当文字を○で囲んでください。
 イ 障害者の「視」は視力障害、「聴」は聴覚又は平衡機能障害、「言」は音声又は言語機能障害、「肢」は肢体不自由、「内」は心臓、腎臓器、じん臓、ぼうこう若しくは直腸機能障害、「知」は知的障害の略で、それぞれ該当文字を○で囲んでください。

出 申請者
 ア 支給対象者又はその保護者の氏名を記入してください。
 イ 捺印の欄は記入しないでください。

2 添付書類
 この申請書を提出される際は、必ず次の書類（手帳）等を添えてください。

心身障害関係 の方は	乳児期、子ども 福祉の方は	母子家庭の氏又は了の 方は	寡婦等の方は
ア 身体障害者手帳又は療育手帳 ・老人福祉法適用者について は健康手帳 ・福祉手帳決定 通知書又は障害福祉年金申請書 上記通知書又は証書をもたない方は障害者医療費申請状 添付を添付してください。		ア 児童扶養手当証書 ・上記証書をもたない方は次の書類を添えてください。 ① 児童委員（民生委員）母子家庭であること の証明書 ② 前年の所得課税収戻又は所得証明書 ・次の場合はさらにそれぞれ下記の書類を添えて下さい。 ① 別居の子…監護申立書 ② 18歳に達した日の 属する月の末日以後の子…在学証明書（高等 教育機関） ③ 父兄のない子…父兄 の状況を知るかにする 書類	① 本人及び 生計同一者の戸籍謄本 （抄本） ② 前年の 所得税非課 税証明書又はそれ に代わるもの ③ ①によつて寡婦等であることが 判らない人は、民生委員の「寡婦等であること の証明書」
イ 国民健康保険 証又は社会保険 証	イ 国民健康 保険証又は 社会保険証	イ 国民健康保険証又は社 会保険証	イ 国民健康 保険証又は 社会保険証
ウ 印 鑑	ウ 印 鑑	ウ 印 鑑	ウ 印 鑑

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。